

## 桂川幼稚園 重要事項説明書

### 1. 事業者

名 称	桂川町
代表者氏名	桂川町長 井上 利一
法人の所在地	福岡県嘉穂郡桂川町大字土居424番地1
法人の電話番号	0948-65-1100

### 2. 事業の目的

学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づいて幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長するため、本町に幼稚園を設置する。

### 3. 運営方針

- (1) 自然とのふれあいを通じ、心豊かで生き生きとした幼児を育成する。
- (2) 健康と安全に留意し、意欲的に活動できる運動遊びの充実に努める。
- (3) 園児一人ひとりをよく理解し、心身の発達に即した適切な指導に努める。
- (4) 家庭との相互理解と信頼感を深めるために連携を密にする。
- (5) 園内の環境整備に努める。
- (6) 幼稚園教育要領の趣旨に則り、教育課程の改善を行う。

### 4. 幼稚園の概要

名 称	桂川幼稚園
所 在 地	福岡県大字土居594番地1
電話番号	0948-65-1400
開設年月日	昭和47年
施設長名	園長 城石 俊弘
利用定員	すみれ(満3歳児) } 35名 ちゅうりっぷ(3歳児) } たんぽぽ(4歳児) 35名 ひまわり(5歳児) 35名
職 員 数	6名
嘱 託 医	内 科 大村内科医院 大村 隆夫 歯 科 川波歯科医院 川波 義法 眼 科 おおつか眼科内科 大塚 正博 耳鼻科 麻生耳鼻咽喉科 麻生 丈一朗

### 5. 開園日・開園時間及び休園日

開園日	月曜日から金曜日まで
開園時間	始業時刻 午前9時45分 終業時刻 午後2時45分まで
休 園 日	(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (2) 日曜日及び土曜日

	(3) 学年始休業日 4月1日から同月4日まで (4) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで (5) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで (6) 学年末休業日 3月25日から同月31日まで (7) 前各号に掲げるもののほか、桂川町教育委員会が必要と認めた日 (8) 預かり保育は、(1)～(2)の休園日は行わない。(3)～(6)の長期休業期間中の預かり保育は、園長が別に定めた日は実施する。
--	---

## 6. 施設の概要

面積	敷地全体	3,027 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄筋コンクリート造平屋建て
	延べ床面積	726 m <sup>2</sup>
施設の内容	保育室 4室 (225 m <sup>2</sup> ) 遊戯室 1室 (120 m <sup>2</sup> ) 園児用トイレ 1か所 職員用トイレ 1か所 会議室 1室 (60 m <sup>2</sup> ) 事務室 1室 (45 m <sup>2</sup> ) ほか 運動場 (878 m <sup>2</sup> )	

## 7. 職員体制 (令和8年1月31日現在)

職名	人数 (勤務形態)	正規の勤務時間帯
園長	1人 常勤	午前8時15分～午後5時00分
教務主任 (兼教諭)	1人 常勤	午前8時15分～午後5時00分
教諭	4人 常勤	午前8時15分～午後5時00分

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務形態・時間帯となることがあります。

## 8. 提供する教育の内容

本園は、幼稚園教育要領 (平成29年文部科学省告示第62号) を踏まえ、「知識及び技能の基礎」、「思考力・判断力・表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」を育みたい資質・能力としています。また、幼稚園教育要領が示す次の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を育むことを考慮して指導を行っています。

- ① 「健康な心と体」
- ② 「自立心」
- ③ 「協同性」
- ④ 「道徳性・規範意識の芽生え」
- ⑤ 「社会生活との関わり」
- ⑥ 「思考力の芽生え」
- ⑦ 「自然との関わり・生命尊重」
- ⑧ 「数量や図形、標識や文字への関心・感覚」
- ⑨ 「言葉による伝え合い」
- ⑩ 「豊かな感性と表現」

## 9. 保護者の負担について

- (1) 利用者負担額・授業料・入園料及び預かり保育料については令和元年10月1日より無料。
- (2) 新学期用品・教材費（年間8,000円程度）、写真代（月300円程度）、保護者会費（月400円程度）・給食費（週2回デリバリー給食の実施。1食380円）は保護者負担となります。

## 10. 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 原則、本町内に住所を有しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 11. 緊急時の対応

- (1) お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の緊急連絡先へ連絡を行います。重篤な症状については救急車で医療機関に搬送する場合があります。
- (2) 台風や大雨、積雪等の際の臨時休園その他緊急な連絡は、「すぐメール」及び電話で行います。

## 12. 非常災害時の対策

非常時の対応	消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 ・消火器
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、年3回実施します。
送迎バス	事故対応マニュアルにて対応いたします。

## 13. 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
監督庁への通告（報）	園児の体等に不明な傷や、明らかに衛生状態が悪い等、暴力や育児放棄等の児童虐待が疑われる場合は、桂川町子育て支援課、児童相談所へ通告いたします。
幼稚園への届出	住居移動、転居、転出 園児が病気を発生した場合（特に感染するおそれがある疾患）